

14-1：災害時における応急救護活動に関する協定（社団法人兵庫県柔道整復師会）

加古川市（以下「甲」という。）と、社団法人兵庫県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う応急救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請方法）

第1条 甲は、災害が発生し、応急救護活動（以下「救護活動」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する救護活動は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施
- (2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（乙の協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力をを行うものとする。

（報告方法）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに甲に対して救護活動等の実施状況を報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、救護活動終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて乙が救護活動を実施するにあたり、乙が使用した衛生材料等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる費用の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて救護業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。

(2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第8条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換等を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月20日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
代表者 加古川市長 樽本 庄一

乙 兵庫県神戸市兵庫区塚本通2丁目2番25号
社団法人兵庫県柔道整復師会
代表者 会長 萩原 隆